

新型コロナウイルス感染症に関連する「登校許可の基準」について

感染症5類引き下げ以降、5月15日(月)からの登校について、以下の基準とします。

1. 本人に以下の症状がある場合（新型コロナウイルスによる症状と風邪症状の区別がつきにくい場合）

- A 37.5度以上の発熱・高熱
- B 風邪様症状（発熱・咳・痰・咽頭痛・強い倦怠感・関節痛等）
- C 呼吸器症状（息苦しさ等）

（登校許可の基準）

- ① 37.5度以上の発熱・高熱は、解熱剤を使用せず解熱（37度未満）し、症状が確実に治まっていること
- ② 発熱・高熱以外に関しては、登校日に症状が消失していること
- ③ 医療機関で新型コロナウイルス感染症以外の診断がついた場合には、医師の指示に従うこと

2. 本人が感染者になった場合

（登校許可の基準）

- ① 医療機関から指定された待機期間を経過し、かつ感染症が治癒していること
- ② 医療機関からの具体的指示がない場合は、発症の翌日から5日間の療養期間を経過し、かつ、症状が軽快後、1日を経過していること。

3. 家族等の同居者が陽性となった場合

（登校許可の基準）

- ① 感染した同居者との関係において、居住空間の分離状況、接触頻度の度合い及び当該幼児・児童・生徒の健康状況を総合的に考慮して判断する。そのため、学級担任に必ずお問い合わせください。